

《第4号議案》

営農振興積立金規程の一部変更について

〔変更理由〕 今般の経済情勢等を鑑み、目的積立金への積立を柔軟に対応するため、所要の変更を行うもの。

〔変更内容〕 下記新旧対照表のとおり。

営農振興積立金規程新旧対照表

(下線は変更部分を示す)

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域営農に係る不測の事態や、営農振興に係る費用の一部を確保することを目的として、任意積立金(目的積立金)を設置する。</p> <p>(運用)</p> <p>第2条 この積立金の積み立て、取り崩し等に関する事項は、定款の定めのあるもののほかは、この規程の定めによる。</p> <p>(名称)</p> <p>第3条 この積立金は、営農振興積立金(以下、「積立金」という。)という。</p> <p>(積立目標額)</p> <p>第4条 積立金の積立目標額は、出資総額の2倍までとする。</p> <p>(積立基準)</p> <p>第5条 積立金は、剰余金(繰越損失金のある場合には、これを補填した後の残額)から積み立てることができる。</p> <p>(取崩)</p> <p>第6条 この積立金は、地域営農に係る不測の事態や、営農振興に係る多額の支出を要する場合に取り崩すことができるものとし、理事会の決議により行う。</p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、総代会の決議による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域営農に係る不測の事態や、営農振興に係る費用の一部を確保することを目的として、任意積立金(目的積立金)を設置する。</p> <p>(運用)</p> <p>第2条 この積立金の積み立て、取り崩し等に関する事項は、定款の定めのあるもののほかは、この規程の定めによる。</p> <p>(名称)</p> <p>第3条 この積立金は、営農振興積立金(以下、「積立金」という。)という。</p> <p>(積立目標額)</p> <p>第4条 積立金の積立目標額は、出資総額の2倍までとする。</p> <p>(積立基準)</p> <p>第5条 積立金は、<u>毎事業年度の剰余金(繰越損失金のある場合には、これを補填した後の残額)の10分の1に相当する金額以上の額を基準として積み立てる。</u></p> <p>(取崩)</p> <p>第6条 この積立金は、地域営農に係る不測の事態や、営農振興に係る多額の支出を要する場合に取り崩すことができるものとし、理事会の<u>議決</u>により行う。</p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、総代会の<u>議決</u>による。</p>

附 則

この規程の変更は、令和8年6月25日から施行する。